

令和8年第4回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和8年4月10日（金）午後4時00分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 13名（☒は出席委員）

欠席委員 0名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☒ ⑤ 遠藤 幸男	☒ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 大村 俊夫

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第9号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	4件
報告	非農地証明願い	2件
報告	農地法第3条の3の規定による届出書	1件
報告	農地転用許可後の工事完了報告書	1件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和8年第4回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は6番の深草雄介委員と8番の古野久和委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第8号から第9号の朗読)

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、非農地証明願いが2件あります。議案書の10ページから13ページについて、第二分科会で現地調査実施後、審査の結果、承認することとしましたので報告します。

次に14ページのとおり、農地法第3条の3の規定による届出書が1件、同じく14ページのとおり、農地転用許可後の工事完了報告書が1件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第二分科会による事前審査を令和8年5月8日、金曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和8年5月11日、月曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。

何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員 深草 雄介
古野 久和

会議名	令和 8 年第 4 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 4 月 10 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	☑ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 1 件を議題とします。 事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 4 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 6 ページから 9 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字上木月●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 5,572 ㎡。 2 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字上木月●●●●番●。現況地目は田。面積 973 ㎡。 3 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新北●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,655 ㎡。 4 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新北●●●●番●。現況地目は田。面積 1,322 ㎡ いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。						
分科会長	はい。議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 4 件。上記の議案について、4 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和 8 年 4 月 10 日、第二分科会長、白石信幸。						
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。						
	〔「異議無し」の声あり〕						
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 9 号は第二分科会長の報告のとおり、町長へ						

	回答することに決定しました。
--	----------------